

魚津市告示第104号

魚津市高齢者等物価高騰対策支援事業実施要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

魚津市長 村椿 晃

魚津市高齢者等物価高騰対策支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するため、特に家計への影響が大きい高齢者及び生活保護受給者に対して、魚津市の発行する「UO! トク! 商品券」(以下「商品券」という。)を配付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 取扱店 商品券の決済に対応する店舗等をいう。

(2) 特定取引 市内において商品券が対価の手段として使用される物品の購入、借受け又は役務の提供をいう。

(支給対象者)

第3条 商品券の支給対象者は、令和8年6月1日において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき魚津市(以下「市」という。)の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 昭和37年4月1日以前に生まれた者

(2) 生活保護受給者

(配付枚数)

第4条 市は、支給対象者に対し、1人につき1,000円分の商品券を5枚配付するものとする。

(商品券の有効期限)

第5条 商品券の有効期限は、令和8年9月30日とする。

(商品券の使用範囲)

第6条 商品券の使用範囲は、その所有者と取扱店との間における特定取引においてのみ使用することができる。

(不正利用等の禁止)

第7条 利用者は、商品券の不正な利用をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、不正利用相当額を返納させると同時に、商品券の返納を求めることができる。

(商品券の換金手続)

第8条 市は、特定取引において利用された商品券の額面を取扱店が指定する口座に振り込む方法により、換金手続を行う。

(事業の委託)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、この事業を委託することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。